

報道関係者各位

令和6年8月5日  
照会先  
岐阜労働局労働基準部賃金室  
室長 平野 真吾  
賃金指導官 栗田 政典  
電話 058-245-8104

## 岐阜県最低賃金を1,001円に

—引上げ額51円、引上げ率5.37%—

1 本日、岐阜地方最低賃金審議会（会長 高橋 勉）は、岐阜県最低賃金（昭和55年岐阜労働基準局最低賃金公示第4号）を現在の1時間950円から1,001円（引上げ額51円、引上げ率5.37%）に引き上げるよう、岐阜労働局長（局長 千葉 登志雄）に答申しました。

なお、引上げ額51円は、本年7月25日に中央最低賃金審議会が答申した「令和6年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安（Bランク（岐阜県）50円）」を、1円上回る金額です。

2 岐阜県最低賃金は、岐阜県内の全事業場（約6万4千）及びそこで働くすべての労働者（パート、アルバイトを含め約77万6千人）に適用されます。

3 今後、異議申出手続きなどを経て、最短で令和6年10月1日から改正発効の予定です。

最低賃金額を答申どおり引き上げた場合、推計で8万9千人以上の賃金引上げが必要となる見込みです。

添付資料 答申文写し  
岐阜県最低賃金の推移

写

岐賃審発第7号  
令和6年8月5日

岐阜労働局長  
千葉 登志雄 殿

岐阜地方最低賃金審議会  
会長 高橋 勉

岐阜県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月1日付け岐労発基 0701 第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

なお、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の日安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和4年10月1日発効の岐阜県最低賃金の最低賃金額（1時間910円）は令和4年度の岐阜県の生活保護費の水準を下回っていなかったことを申し添える。

岐阜県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域  
岐阜県の区域
- 2 適用する労働者  
前号の地域内の事業場で使用される労働者
- 3 適用する使用者  
前号の労働者を使用する使用者
- 4 第2号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 1, 001円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和6年10月1日

## 岐阜県最低賃金と生活保護との比較について

## 1 最低賃金

- (1) 件 名 岐阜県最低賃金
- (2) 最低賃金額 1時間910円
- (3) 発 効 日 令和4年10月1日

## 2 生活保護

- (1) 比較対象者  
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
令和4年度
- (3) 生活保護水準（令和4年度）  
生活扶助基準（第1類費及び第2類費＋期末一時扶助費）の岐阜県内人口加重平均  
に住宅扶助の実績値を加えた金額（96,589円）。

## 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（注）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると岐阜県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（注）1箇月換算額

$$910 \text{円 (岐阜県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.807 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 127,634 \text{円}$$

# 岐阜県最低賃金の推移

(単位：円、%)

改正発効日	最低賃金額						全国加重平均 (時間額)
	日 額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率	
昭和 53.10. 5	2,494	150	6.40	311.75	18.75	6.40	315
54.10.11	2,649	155	6.21	332	20.25	6.50	334
55.10.10	2,838	189	7.13	355	23	6.93	357
56.10.10	3,023	185	6.52	378	23	6.48	379
57.10. 8	3,188	165	5.46	399	21	5.56	399
58.10. 8	3,291	103	3.23	412	13	3.26	411
59.10. 8	3,394	103	3.13	425	13	3.16	423
60.10. 5	3,518	124	3.65	440	15	3.53	438
61.10. 4	3,625	107	3.04	454	14	3.18	451
62.10. 4	3,706	81	2.23	464	10	2.20	461
63.10. 3	3,818	112	3.02	478	14	3.02	474
平成 元.10. 3	3,974	156	4.09	497	19	3.97	492
2.10. 2	4,167	193	4.86	521	24	4.83	516
3.10. 2	4,374	207	4.97	547	26	4.99	541
4.10. 1	4,559	185	4.22	570	23	4.20	565
5.10. 1	4,703	144	3.16	588	18	3.16	583
6.10. 1	4,817	114	2.42	603	15	2.55	597
7.10. 1	4,923	106	2.20	616	13	2.16	611
8.10. 1	5,022	99	2.01	628	12	1.95	623
9.10. 1	5,128	106	2.11	641	13	2.07	637
10.10. 1	5,217	89	1.74	653	12	1.87	649
11.10. 1	5,262	45	0.86	658	5	0.77	654
12.10. 1	5,302	40	0.76	663	5	0.76	659
13.10. 1	5,337	35	0.66	668	5	0.75	663
14.10. 1	時間額一本化 <sup>※1</sup>			↓	—	—	663
* <sup>※2</sup>	—			↓	—	—	664
16.10. 1	—			669	1	0.15	665
17.10. 1	—			671	2	0.30	668
18.10. 1	—			675	4	0.60	673
19.10.19	—			685	10	1.48	687
20.10.19	—			696	11	1.61	703
* <sup>※3</sup>	—			↓	—	—	713
22.10.17	—			706	10	1.44	730
23.10. 1	—			707	1	0.14	737
24.10. 1	—			713	6	0.85	749
25.10.19	—			724	11	1.54	764
26.10. 1	—			738	14	1.93	780
27.10. 1	—			754	16	2.17	798
28.10. 1	—			776	22	2.92	823
29.10. 1	—			800	24	3.09	848
30.10. 1	—			825	25	3.13	874
令和元.10. 1	—			851	26	3.15	901
2.10. 1	—			852	1	0.12	902
3.10. 1	—			880	28	3.29	930
4.10. 1	—			910	30	3.40	961
5.10. 1	—			950	40	4.40	1,004
6.10. 1	—			1,001	51	5.37	

(注) (※1) 平成14年度は、日額表示が廃止され、時間額の引き上げは見送られた。

(※2、3) 平成15年度と平成21年度は岐阜県最低賃金の改正が見送られた。